



後期高齢者医療制度の詳しい内容を見てください



保険料について

問 保険料はどのように決まるのですか？

答 新制度では、対象となるすべての方に、負担能力に応じた保険料を公平に負担していただくこととなります。

保険料 = ①所得割額 + ②被保険者均等割額 (限度額50万円)

①所得割額 7.12%

加入者の所得に応じて負担する額 (所得-330,000円) × 7.12%

②被保険者均等割額 37,400円

加入者全員が人数割りで負担する額

保険料は、年金のほか事業所得等、他の所得があればそれも合算した所得額により計算されます。

保険料は
いくらに
なるの？



仮徴収？



問 保険料の「仮徴収」とは何ですか？

答 保険料は前年の所得を基に決定されるため、前年所得が確定する6月以降でなければ保険料も決まりません。

そのため、保険料が決まる前の、4月・6月・8月徴収分については、平成18年所得を基に「仮の保険料」として徴収することになっています。

問 被用者保険の被扶養者に対する特別対策とは何ですか？

答 被用者保険の被扶養者であった方は、新たに保険料を負担することになるため、保険料負担に特例措置が設けられています。

平成20年4月から9月まで保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月までは、保険料の被保険者均等割額を9割軽減する措置があります。

徴収時期は20年10月からとなります。

また、2年間は被保険者均等割額のみとなります。

国保加入者は
特別対策の
対象外なのね



※被用者保険とは？
国民健康保険を除く、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険及び共済組合の公的医療保険の総称です。

問 保険料の軽減措置はあるのですか？

答 一定の所得に満たない方を対象として、保険料の被保険者均等割額の軽減措置があります。

世帯の所得水準に応じて7割・5割・2割の軽減措置があります。

軽減措置？



問 被用者保険の被保険者本人であった人の保険料はどうなりますか？

答 後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険に加入されていた方は、被用者保険の本人と確認され次第、原則として、7月から保険料が賦課され、保険料額決定通知書、納付書が送られます。(普通徴収)

平成20年10月からは、原則として、年金からの天引き(特別徴収)が開始されます。

特別徴収の開始前には、再度、保険料に関する通知書が送られます。

原則は
年金から
徴収だね



問 特別徴収(年金から天引き)されない人もいますか？

答 次の方々については、特別徴収ではなく、金融機関等で納めていただきます。

- 年金の受給額が年額18万円に満たない方
- 介護保険料額と後期高齢者医療の保険料額の合計が、年金額の2分の1を超える方(介護保険料のみ特別徴収となります。)

平成20年7月以降、保険料額決定通知書と納付書が届きます。

問 保険料の計算をする時、年金所得はどのように計算するのでしょうか？

答 年金収入から年金所得を求めるには下表に当てはめて計算します。

公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額は「0」となります。		
1,200,001円～3,299,999円	100%	1,200,000円
3,300,000円～4,099,999円	75%	375,000円
4,100,000円～7,699,999円	85%	785,000円
7,700,000円以上	95%	1,555,000円

〈例〉 公的年金等の収入金額の合計額が350万円の場合は、350万円×75%＝37.5万円となり年金所得は225万円となります。

問 国民健康保険に加入していた人の保険料はどうなりますか？

答 3月まで国民健康保険に加入されていた方で、特別徴収対象の方には、4月上旬に仮徴収額決定通知書と特別徴収開始通知書が届き、4月の年金から天引きが始まります。

仮徴収額は18年の所得に基づいた保険料の計算となります。
19年所得が確定された後、7月に保険料額決定通知書をお送りします。

4月から
天引きね



新しい被保険者証(保険証)について

問 被保険者証の有効期限はいつまでですか？

答 制度施行時は1年4ヶ月(平成21年7月31日まで)です。以降、有効期間は1年となります。

被保険者証に「一部負担金の割合」が記載されています。有効期限前であっても、前年所得の変動により割合が変更となり、被保険者証を新しく発行する場合があります。

問 被保険者証を失くしてしまいました。どうしたらよいですか。

答 お住まいの市町村の後期高齢者医療担当課で再発行の手続きをしてください。

保険証は
1人に1枚ね



資格について

問 後期高齢者医療制度に加入するために、何か手続きは必要ですか？

答 加入手続きは必要ありません。今まで加入されていた保険から後期高齢者医療制度へ自動的に移行します。

何か手続きは
必要かい？



問 現在、老人保健制度で障害認定を受けていますが、改めて認定を受ける必要がありますか？

答 老人保健制度で認定を受けている人は、引き続き平成20年4月から後期高齢者医療制度の被保険者となります。後期高齢者医療へ加入せず、現在ご加入の医療保険に継続して加入を希望される場合には、平成20年3月31日までに障害認定申請の撤回を行う必要があります。

また、4月以降、後期高齢者医療制度に加入した後も、申請を行うことで障害認定の撤回ができます。

撤回する場合は、市町村の担当窓口でご相談ください。

広域連合の予算

財源は？



平成20年度予算 一般会計 2,052,368千円 特別会計 336,206,596千円

何に
使われてる
のかね？



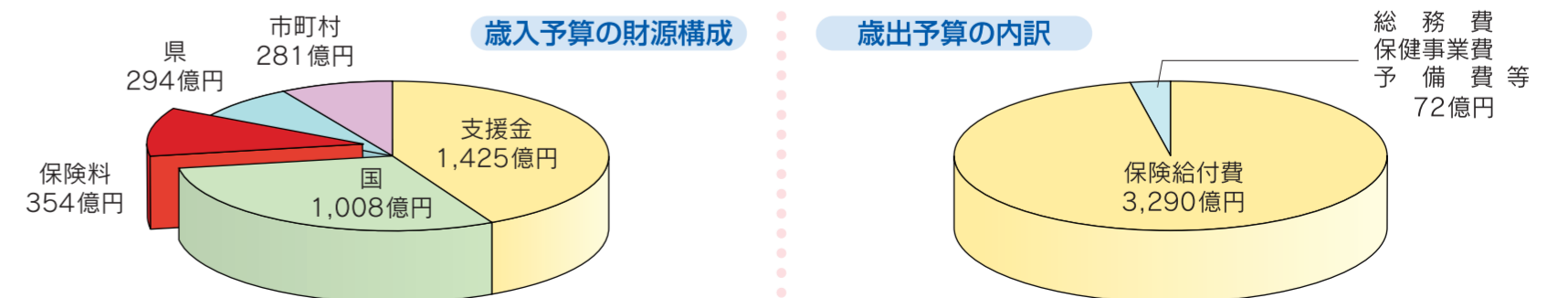
問 20年度特別会計の財源構成はどのようになっていますか？

答 財源は、被保険者の方の保険料のほか、現役世代からの支援金や国・県・市町村からの公費で賄われています。

問 20年度特別会計の歳出の主なものは何ですか？

答 歳出のほとんどは、入院や外来治療など医療にかかった費用(自己負担分を除く)に充てられる「保険給付費」です。

平成20年度 後期高齢者医療 特別会計 (3,362億円)



後期高齢者医療に関する収入及び支出については、特別会計(特定の事業を特定の収入で賄う独立した会計)を設けなければならないとされています。特別会計は後期高齢者医療制度の運営費に充てられます。